

保育所等利用待機児童数調査に関する  
自治体からのヒアリング

議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

○川岸課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「保育所等利用待機児童数調査に関する自治体ヒアリング」を開催いたします。

構成員の皆様及びヒアリングに御対応いただく自治体の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、構成員及び参加自治体の皆様にお願いがございます。視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報保障の観点から、御発言などをされる場合には、発言者はまず必ず挙手をしてください。そして、挙手をした発言者に対し、座長から指名をいただく。指名を受けた発言者は、指名の後に発言いただくという運営を徹底させていただきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

ここで、第1回検討会に御欠席のため御紹介できなかった構成員を御紹介させていただきます。

ジャーナリストで元日本経済新聞社編集委員の岩田三代構成員です。

もうひとかたでございます。船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課の丹野誠課長でございます。

本日のヒアリングは、間に15分程度の休憩を挟みまして、前半5自治体、後半5自治体の合計10自治体からヒアリングを行います。まず、前半のヒアリングに御対応いただく5自治体の担当者を御紹介させていただきます。

まず、市川市こども入園課の小川敦主幹と、佐井田厚副主幹でございます。

次に、世田谷区子ども・若者部保育課の田中耕太課長です。

次に、府中市子ども家庭部保育支援課の柳下豊宏課長です。

次に、岡山市岡山っ子育成局の中原貴美審議監です。

それと、高松市さんが所用により少し遅れるという御連絡が入っておりますので、途中入室となります。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、まず議事次第、資料1、参考資料が1、2となっております。参考資料1につきましては川崎市さんからの提出資料でございます。

資料に欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、御了承ください。

(報道関係者退室)

○川岸課長補佐 また、傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせしております傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。山縣座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山縣座長 皆さん、こんばんはに近いのでしょうか。夕方からの時間帯になりますけれども、前回に引き続きまして、慎重な議論をしていきたいということですが、今回は今、進行のほうから案内しましたように、合わせて10自治体からお話を聞くということになっております。

時間ですけれども、最初各自治体からおおむね5分程度、現在の取り扱い状況について説明をいただく。これは質疑を含まずにそのまま続けていきたいと思えます。その後、大きな3つの課題につきまして、1課題10～15分ずつの意見交換をするというふうに予定しています。この後のグループのこともございますので、時間はできるだけ適切に進行していこうと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

では、早速ですけれども、市川市からよろしくお願ひいたします。

○市川市 千葉県市川市でございます。よろしくお願ひいたします。

私どもは、4月1日現在、待機児童数514名おります。こちらの資料にありますように、それぞれの内訳につきましては、このような形をとっております。

この中身についての説明でよろしいでしょうか。

○山縣座長 はい。

○市川市 では、設問の2番、求職活動を休止している者の取扱いにつきまして、私ども市川市では含めることにしております。その確認の方法につきましては、改めて個別に連絡をとって照会することはせず、申込書の記載内容で私どもで判断させていただいております。

また、このような取り扱いをしている理由につきましては、通常でありますと申し込み後6カ月以上、就労予定状態が継続した場合につきましては、求職活動停止という判断をさせていただいております。

続きまして、本項目についての課題等でございます。求職活動を休止している者の判断基準を示していただければ非常にやりやすいかなという形で考えております。

3番目、特定の保育園等を希望している者の取扱いにつきましてでございます。特定の保育園等を希望している者として待機児童数として含めないこととしているかにつきましては、そのような形で待機児童に含めないこととしております。

その理由につきましては、通園可能な認可保育園があるというところでございます。地域によりさまざまな事情はありますけれども、通園可能な認可保育園が複数存在しております。そういった理由から考えております。

どのようなケースを特定の保育所等を希望ということを取り扱っているかにつきましては、第1希望のみ申請された場合についてを取り扱っているところです。比較的利便性がよろしいというようなことがございますので、ほとんどの地域には2～3カ所以上の認可保育園がありますので、複数園希望しない場合につきましては、勝手ながら自己都合という形でとらえさせていただいております。

次に、保護者の私的な理由としてどのようなケースがあるかにつきましては、先ほどの設問と同じような形でございます。

最後、本項目についての問題点等につきましては、最近保護者のニーズも多種多様化しており、例えばですけれども、英語などを重視したインターナショナルな保育園があるということをもって、そのような特定の保育園を申請する、そのために複数園を申請しな

いというような方も増えつつあるような状況がございます。私ども利用調整を行う側からすると、複数園希望していただくことにより、当然のことながら入園できる確率が増える、幅が広がるということもございますけれども、そのような方が待機児童を減らすことができると思いますので、この項目の規定については十分理解しているところがございます。

最後に、育児休業中の取り扱いについてでございます。育児休業中の者を待機児童数に含めるかにつきましては、私どもでは含めてはおりません。

その理由につきましては、育児休業中の方で復職する意思がある方を待機児童としてカウントしないことがいかなものかという点が若干ありますので、そのような形をとらせていただいております。

最後に、この項目についての課題等につきましてでございますけれども、誠に恐縮ながら育児休業中の規定をできれば見直していただき、育児休業中の方でも復職の意思がない方などの見直しがどうなのか、そのようなことも御検討いただければと思っております。

市川市につきましては、以上でございます。ありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、引き続き、世田谷区よろしく申し上げます。

○世田谷区 東京の世田谷区です。私は、保育課長をしております田中です。よろしく申し上げます。

私、保育関係は4年になりまして、たしか4年連続日本一という称号をいただいております、毎日苦しい思いをしております。今1,198人ということで、これは日本一になった4年間ずっと伸び続けている数字です。

そうした中でどうしているかという実態でございますけれども、求職活動を休止している者につきましては、カウントはなかなか難しいです。認可保育園に入れなかったということで2,300人ぐらいに待機児童アンケートを実施してまして、その方々に発送し、大体返ってくるのが半分ぐらいです。その半分の中で単純に手作業で拾い上げた数が17人ということになっています。実質的には2,000人ですけれども、これだけ1,000人を超える数でつかんでいくというのは、なかなか難しいかなというのが実際の自治体としての意見です。

続きまして、特定の保育園等を希望している者の取り扱いも、定義づけはなかなか難しいなと思っております。厚生労働省さんの定義で、自宅から20～30分くらいで通常の交通機関で通えるということで、世田谷の場合はいろいろ議論はあったのですが、自転車で通える範囲ということで半径2kmを設定させていただきまして、その中で該当の年齢クラスに空きがあった場合は、こうした形で取り扱わせていただこうということで取り扱っているところです。

実際課題としましては、自宅から30分未満、半径2kmとしてしまったのですが、こちらを見させていただきまして自治体さんによってまちまちだということもありまして、この部分は余り判断しなくていいというか、決めていただいたほうが数字を出す上ではこの自治体も似たような判断基準になってくるのかなと思っております。

それから、育児休業中の取り扱いにつきましては現在、育児休業を延長せざるを得なかったとらえて待機児童数にカウントしているところですが、今、働き方改革が議論されている中で、育児休業の考え方そのものをどうするのかというのが非常に難しくなっているのかなという認識をしております。

そうした中で、課題のところに書かせていただいたのですが、育児休業の期間部分の議論がされていますけれども、期間が今は2年というのを新聞記事で拝見していますが、2年となるのかどうかということと、給付額が現在180日を超えると半分になりますけれども、あの辺がどうなるのかということと、それから、特に今、女性が中心で保育園の送り迎えの担当になってしまっているということも実際にありますけれども、男女ともに子育てに関わる環境の整備といったもの、それから、企業努力の部分など働き方改革についての議論をしていただいた上で、育児休業の取り扱いをどう考えるのかということだけでいいと、自治体としてはありがたいかなと考えているところです。

世田谷区からは以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続きまして、府中市よろしく申し上げます。

○府中市 府中市の柳下と申します。よろしく願いいたします。

まず、求職活動を休止している者の取り扱いですが、基本的には参考資料2にもありません、保育所等利用待機児童の定義の中で当てはまった者については、カウントとして外していくという意味合いでやっております。

まず、求職活動を休止している者の取り扱いにつきましては、確認のために一定の書類の提出を求めまして、その書類により確認を行っています。どのような書類かといいますと、ハローワークの登録書のコピーをつけていただいた方につきましては、求職活動をされているという形にとっておりまして、そちらを出されていない方につきましては、待機児童の定義から外させていただいているということでございます。

2ページは、先ほど申し上げましたとおり定義に示されておりますので、状況を把握するというところで設けているというものでございます。

続きまして、求職活動に関係する課題・問題点というのは、うちの方としてこうしたらいいのか、ああしたらいいのかというのは特にはないのですけれども、先ほど申し上げましたコピーをつけていただく人でも、それで公平性があるのかという部分もあったり、結局持っていても出してこないという方ももしかしたらいるのかなというところもある中では、ちょっと難しい部分はあるのですけれども、統一した基準があれば、それに合わせて対応していきたいと考えております。

続きまして、4ページの特定の保育園等を希望している者の取り扱いでございますけれども、こちらも待機児童の定義でございますとおり、まず1つ目として、希望の保育所と開所時間に差異がない、また開所時間が保護者の需要に込えている施設また事業所等があるという場合で、また、自宅から20～30分未満でというようなところがあるのに申し込み

をされていない、基本的には1施設しか申し込みをしていないという方につきましては、うちの方としては待機児童からは外させていただいているという状況でございます。

5 ページの関係ですけれども、国定義の趣旨をということでございますが、先ほど申し上げたとおりでございます、1施設の園しか申し込んでいない場合にはということでございます。

6 ページの保護者の私的な理由でございますが、同様の理由ということで対応しているところでございます。

問題点といたしましては、こちら基本的には定義の部分を活用させていただいているところで、特にこういうものということでは市単独でのこだわりはありませんので、定義を出していただいたものにつきましては、その形で対応していくというものでございます。

最後に、育児休業中の者の取り扱いでございますけれども、こちら定義にある形で、ただ、こちらは「できる規定」の部分で、参考資料2の定義部分の注8でございますけれども、「育児休業中の場合については、待機児童に含めないことができること」とございますので、こちらが確認できた方については含めないこととしております。

9 ページにつきましては、育児休業の延長というところで実際保育所を申し込んでかなわなかった、待機になってしまった場合に延長が認められて手当金が出るというような制度だったかと思いますが、その中には、たまたま保育園の入所が決まった方については、入るつもりはなかったみたいなニュアンスで話される方もいるので、実際に延長目的のために申し込みをされている方も複数いらっしゃるということが見受けられるので、これも一つの増える要因になっている部分もあるのかなと府中市としては考えているところでございます。

課題・問題点では、今の話にありましたけれども、特にうちの方でこうすべきというところはありますが、育児休業の延長という部分では気になる部分であるかなと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続けて岡山市よろしく申し上げます。

○岡山市 岡山市でございます。

岡山市は今回、待機児童は729人、昨年が134人、その前は0人ということで、大きい数字となってしまったわけですが、これは今回のテーマである定義の見直し、我々独自で定義を見直した結果、考え方を変えた結果、こういう数字になっております。特に今回3つテーマをいただいているのですけれども、特定の保育園等を希望している者の取り扱いは、岡山市はこれまで市域が広いものですから周辺部にはまだ空きの保育園があるということで、皆さんそちらなら入っていただけるとは思わないかと、ちょっと乱暴な考え方をしていたことがございまして、この点を今年の春見直しました。というのは、やはり女性の保育ニーズがすごく高まっているというのは実感しております、申込者が急激に増えたとい

うのが見直しの一つのきっかけになってございます。

5 ページに書かせてもらっていますが、自治体によって（希望園を）たくさん書かれているところもあるというのは承知していますが、我々のところは第3希望までということなので、第3希望までちゃんと書いてくださったのに入園できなかった方は待機児童と考えるしかないなど、この春、整理をいたしました。今回そのほかの求職活動の休止、それから、育児休業中の者については、十分な確認ができず不公平なこともあろうからということで、今回は判断いたしておりません。こういった国の方で見直しをとということもございますので、新しい判断基準に基づいて、この春、我々が考えた定義がどうであったのかということも、またいろいろなことを教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、高松市さんがお見えになりましたので御紹介を。

○川岸課長補佐 事務局からでございます。高松市さんが今、御到着されましたので。高松市健康福祉局こども園運営課の中谷厚之主幹でございます。よろしく願いいたします。

○山縣座長 事前提出いただいた資料を中心に5分程度、高松市の様子をお話しただけたらと思っております。よろしく願いします。

○高松市 高松市でございます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。高松市の基準に基づく待機児童数は321人。前年度は129人でありまして、200人近くが増加しているということで、この増加数につきましては、たしか全国で2位だったと思います。今現在、待機児童数の解消に努めているところでございます。

高松市の大きな特徴で申しますと、右の待機児童数に含めないこととしている者につきましては、基準が321人に対しまして55人ということで、他の市・区さんと比べましてかなり幅広く待機児童をとらえているのではないかという傾向にございます。

求職活動中ですが、高松市の場合は求職活動による待機が187人と非常に多くございまして、個々に確認というのは事務作業的にも困難であろうということで確認はしていないのが実情でございます。

大きい特徴といたしましては、4ページからの特定の保育園等を希望している者の取り扱いということで、5ページにございましており、高松市の場合は、1つの保育施設しか希望しない場合のみをいわゆる私的待機と位置づけております。

その理由といたしましては、定義では自宅から20～30分で行ける場所というのがございますが、例えば、自宅と勤務先と反対方向にあるような保育施設が空いていても、そちらに入るのが市民目線で適切かということもございまして、高松市の場合は第3希望までを入所申し込みに書けるのですが、第1希望のみを書いてそれが待機になった者については待機に含めてございませませんが、複数書いてある場合は待機に含めているような実情でございます。

8 ページの育児休業につきましては、いわゆる育児休業を延長するための申請がこちらで把握できれば待機に含めてごさいませんが、育児復帰を希望して待機となった方については、そのまま待機と含んでおりまして、個々の確認というのは行っていないのが実情でございます。

高松市といたしましては、この調査票にごさいますとおり、各市・区で待機児童の定義につきまして幅広くとらえているところがありますので、できるだけこれを統一していただくような処置をお願いしたいと存じます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。本当に限られた時間で端的に御説明をいただきまして、感謝申し上げます。

これから、先ほど言いましたように大体3つの課題について、それぞれ15分程度意見交換をしていこうと思いますが、この資料にも一部ありますけれども、制度そのものの問題はこの委員会の課題ではないということですので、例えば、子ども・子育て支援新制度の要保育認定のあり方、あるいは育児休業制度の延長の部分で発生する待機、そういうことにつきましては制度本来の問題ということで、我々はあくまでも参考資料2にある待機児童の考え方、どこまでを待機児童に含めるのかを中心に意見交換ができたらと思っています。ここから先は、冒頭事務局から説明がありましたように、手を挙げていただきまして私が指名した方について御発言をいただくこととなります。よろしくをお願いしたいと思います。

では、早速ですけれども、求職活動を休止している者についての取り扱い、これは自治体で考え方が分かれていた、中身についても少し違いがあるということでした。この辺につきまして出席していただいている方々、説明いただいた方々も意見交換に参加していただくと考えておりますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

西村構成員、よろしく申し上げます。

○西村構成員 市川市さんにお伺いしたいのですけれども、2 ページに、入園申し込みの6 カ月以上就労予定が継続した場合云々とお書きいただいているのですが、翌年の4月1日の入所申し込みというのは、時期はいつぐらいに設定されているのですか。

○山縣座長 では、市川市、お願いします。

○市川市 市川市の4月入園の申し込み期間は、通常12月初旬から1月初旬にかけて1カ月少しを大体予定しております。

以上です。

○西村構成員 そうしましたら、求職活動で12月初めから1月初めに申し込まれている方は、6 カ月以上ということであれば、どういう判断になってくるのですか。除かれるということでしょうか。

○市川市 ここに「申し込み後」という書き方をしてしまったのですが、これは4月入園であれば4月がだめであって待機している期間が6カ月経過した者について、ここから除

外しているという形ですので、1月10日に締め切りが来るのですが、1月10日から6カ月ではなくて、4月にだめだったときから6カ月という形のカウントの仕方をしております。

○山縣座長 想定利用開始時からということですね。

他はいかがでしょうか。月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。

世田谷区さんにお伺いしたいのですが、求職活動の内容について、入園の申し込みの段階で求職活動をどういう状態でやっているのかといったところを個別に確認をされるということは実際にされていますか。

○山縣座長 では、世田谷区、お願いします。

○世田谷区 求職活動をしているという御本人の申請があった状態で求職活動ととらえています。ちなみにアンケートをお送りして求職活動をやめてしまったというところに○をした人が求職活動休止と数えさせていただいています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

西村構成員、お願いします。

○西村構成員 世田谷区さんにお伺いしたいのですが、吹田市でもできればアンケートできっちり把握していきたいとは思っているのですが、待機になっていらっしゃる方がかなり多くて、そういうものを送ると入所できるのではないかとか、そういうリアクションがあって苦情とかはないですか。いつぐらいにされているかというのも、ちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

○山縣座長 世田谷区、お願いします。

○世田谷区 アンケートの方は、大体入園が2月頭から決まっていくのですが、最後の最後で転勤で必要なくなったとか最終調整が終わるのが3月下旬ギリギリなんです。それで待機となる方が確定しますので、確定し次第3月下旬に認可保育園に入れなかった方、地域型も含んでこども園なども入りますけれども、そういう方に全発送する。世田谷の規模ですと二千数百になります。それで大体返りが半分近くあるのですけれども、その中にはいろいろ御意見がありまして、当然苦情に近いというか、何で入れないんだというお話は多数ございます。ただ、恒常的に待機児童が多い状況ですので、苦情に関していいですと日頃からいただいているというのが実際ありますので、アンケートを実施するからどうという話は特にございませぬ。

以上です。

○山縣座長 一言いいですか。アンケートは待機児童になる可能性が、いわゆるここで除外される家庭についても出しているということですか、その段階で。それを精査して待機になるかどうかということによろしいですか。

○世田谷区 はい、そうです。例えば、地方単独事業を利用している方が1,022人とありますけれども、いわゆる東京でいうと認証保育所などに入っている方なのですが、こういっ

た方にもアンケートは届くという状態です。

○山縣座長 それを聞きたかったんです。地方単独事業のところもアンケートをするのかどうか。了解しました、ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 府中市さんにお伺いしたいのですが、求職活動状況の確認のため一定の書類の提出を求め、その書類により確認を行っているということで、求職活動を休止していることが確認できる場合については含めないということですが、これはいつ頃やっつけらっしゃるのかというのと、返ってくる状況というのはどのくらいリアクションとしてあるのでしょうか。

○山縣座長 府中市、お願いします。

○府中市 まず、基本的に申し込みをされる段階で求職活動要件で申し込みをされる方がいますので、その方にはハローワークのコピーを出してくださいということで提出を求めます。その後、待機になられて4月1日現在で提出されていない方につきましては、求職活動をされていないという判断です。

○岩田構成員 要するに、入れなかったという段階でもう一回出してもらおうということですか。

○府中市 そうではなくて基本的に一度出してもらえれば、申し込みの時点で出される方もいますし、その後に出してくる方も、一応ある程度期限を決めて、いついつまでにハローワークの写しを出していただければいいですよということで、その期限を超えてもまだ出されていないような方は、出すのは1回だけです。

○岩田構成員 それで休止していると確認できた場合はというのは、出していないということに休止していることが確認できたと判断するということですか。

○府中市 そういうことになります。

○山縣座長 他はいかがでしょうか。金子構成員どうぞ。

○金子構成員 埼玉県の金子と申します。

今の求職活動の休止の扱いをどう見直すのかはわからない状況だと思うのですが、今、確認を行っていないところがあると思うのですが、仮に確認を行うということになったときに実際にできる話なのでしょうか。

○山縣座長 では、岡山市と高松市が確認を行っていないということになっていますので、岡山市からお願いします。

○岡山市 我々は申立書で求職をしていますというのも認めておりますので、御本人のおっしゃることを第一にと考えております。先ほど申し上げましたが、まず、正直にお話ししてくださると思うのですが、御本人が家でまだネットで求職活動していますよというのも我々は今のところ認めておりますので、そういったものを認めないという一つの判断があるのでしたら、それに従うのはやぶさかではないのですが、今のところできるだけ皆さんのニーズに応えたいと思っておりますので、その結果、待機児童が増えて

いるという側面は否めませんが、今のところは判断に迷っているのでは、していないという状態です。

○山縣座長 先ほど高松市さんが、320人のうち190人ぐらいが大体ここから出てきている、確認をしないため残っているのだということでしたけれども、岡山は730人のうち大体どれくらいというのはわかりますか。

○岡山市 実は、未入園が1,343人いらっしゃるのですが、そのうちの274人が求職中ということで整理させてもらっています。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続けて高松市、お願いします。

○高松市 高松市も岡山市さんと同様に、求職活動中という申立書を出していただければ求職活動中であるという取り扱いをしております。それはあくまでも自己申告ということで、それが自宅での求職であるか、ハローワークでの証明というのは求めておりません。

○山縣座長 堺構成員どうぞ。

○堺構成員 粕屋町の堺と申します。よろしくお願いします。

府中市さんにお尋ねなのですが、ハローワークに出されている求職のコピーで対応されているということですが、例えば、ハローワークに申し込みはしたのだけれども、実際には就職するような意思がなくて、出しっ放しの状態の方というものいらっしゃるのではないかと思います。このコピーをいただいた後、何か月以内に就職していなければ再度求めるとか、あるいはもう休止しているとみなすとか、何か期限は設けていらっしゃるでしょうか。

○山縣座長 では、府中市、お願いします。

○府中市 基本的には、待機児童をカウントするための行為でもあるという部分もありまして、その後につきましては、件数も多いというようなこともございますので、後追いいいますか、そういうところまでは至っておりません。基本的に求職活動をされて、例えば就労に就けば当然そういった要件書類の提出もあるでしょうし、どうしても求職活動中だと点数としては利用調整の中では低いということですので、そこは御本人の申告にお任せしている部分があります。ただ、求職活動要件の場合、認定書の有効期限がございますので、認定書の有効期限が切れる前に再度問い合わせをさせていただくようなことはあります。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

もうひとかたぐらいいけるのではないかと思います、では、常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 学習院大学の常岡と申します。よろしくお願いたします。

一覧表の中に、求職活動を休止している者0人という形で記載されている自治体が幾つかあるのですが、岡山市さん、高松市さんがそうなのですが、これは休止している

という確認ができないから0人という扱いになるということなのではないでしょうか。それとも、実際に休止している者が0人だということなのではないでしょうか、そのあたりを教えてくださいたいのですが。

○山縣座長 では、順にお願いします。まず岡山市から、お願いします。

○岡山市 確認は行っておりません。私どもの考え方として2ページですけれども、3カ月利用調整を行っております。4月に入れなかった場合は5月、6月と利用調整を行っているのですが、その後、新たに希望される場合は、再度届出書を提出していただいているので、一旦3カ月でその方は申請がなくなるというか、再度新たにまだ求職中であると申し立てれば、我々はまた入園調整を開始するわけで、これで1つは整理ができていますのかなと思っておりますので、4月1日時点の確認は行っておりません。

○山縣座長 3カ月を期間と定め再度と。その辺も含めて高松市、似通った状況や違う考え方がありましたら、お願いします。

○高松市 高松市もあくまでも自己申告ということですので、求職活動を中止しましたという申告があればここに入ってくるのですが、そういった自分からの申告はございませんでしたので0人です。

高松市の場合は、申し込みの継続期間は1年間ということとしています。

○山縣座長 先ほどの府中市は今と似通った話だと思いますが、有効期間とおっしゃいましたけれども、それはどうなっていますか。認定の有効期間、3カ月で再申請か、1年という期間はそのまま有効であるといいますか、申請書自体が有効であると。認定の有効性ではなくて。

○府中市 基本的には認定証の有効期間を見ていますけれども、写しの期間もしあった場合には、そこを期限とさせていただきますが、その後というのは入所の選考に至るときに再度確認というのはあるのですけれども、そこできっちり切るところではないので、ちょっと曖昧な部分はございます。

○山縣座長 わかりました。

まだ御質問があるかと思うのですが、全ての課題について意見交換をしていきたいと思っておりますので、2つ目の特定の保育園等を希望している者についての取り扱い、これは形式上は全て待機児童に含めないという形になってはいますが、判断は少しずつ違っているという感じがします。これにつきまして、構成員から質問がありましたら自由に御発言を願いたいと思います。

西村構成員、お願いします。

○西村構成員 第1希望のみの申請を除外されているとか、第2希望までとか書かれている市さんですけれども、市域の広さを教えてくださいたいと思います。第1希望だけということであれば、距離とか余り勘案されていないのですよね。

○山縣座長 ちょっと答えづらいかもしれませんが、イメージで利用圏域がどれくらいあるかということですね。

では、市川市から順に。

○市川市 市川市では、ほぼ半径1 km程度以内には数か所の施設があるという形で、面積的には56平方キロメートルという市域があるのですけれども、保育園の施設としても4月1日現在では82施設ございます。そのような中で、第1希望だけを申請しているということは、それ以外を希望していただければ入れる施設も多々ありますので、複数園希望しない場合については自己都合という形でとらえさせていただいております。

以上です。

○山縣座長 市川市で5ページに、ほとんどの地域には2～3カ所、場所によっては5～6カ所施設がありますと。これは大体距離もしくは時間でいうと、どれくらいの圏域、利便性がこのエリアに入ると考えていますか。

○市川市 定義にもあるように、およそ20～30分です。

○山縣座長 定義に従った範囲でこれくらいあるということですね。ありがとうございます。

では、世田谷区、お願いします。

○世田谷区 特に第1希望とかそういうものはやっておらずに、半径2 km以内という定義をさせていただいて、その中に空きがあるのだけれども通っていないという場合です。世田谷区の場合、第何希望とか去年まで制限していなくて、人によっては三十幾つ書かれていたりとか、今年整理して正確な数字は忘れてしまったのですけれども、たしか20～30希望くらいまで整理させていただいたという経緯はあります。

以上です。

○山縣座長 世田谷区のお話は、第1希望以外。

○世田谷区 第1とかそういう希望の順位というのは全然関係なくやっています。

○山縣座長 行政的に見たときに利用圏域の中で希望は入っていないけれども、利用圏域の中に利用できる可能性があるところがある場合には、それも調整するということですか。

○世田谷区 そうですね。半径2 km以内にマッピングさせていただいて、その方の御自宅から半径2 km以内に空きがあって、例えば2歳児で申し込んだ子で、2歳児で空きがあったという場合は、この方はこの定義に当てはまるということで解釈させていただいています。

○山縣座長 本人が希望を出していなくてもですね。

○世田谷区 そうです。

○山縣座長 わかりました。

では、府中市、お願いします。

○府中市 府中市の大きさとして保育園の数からすると、ほぼ20～30分の定義の中に複数の園が該当するかなというところから、第1希望のみの方がこちらの定義の該当になるというイメージです。

○山縣座長 今の世田谷区のようなやり方はしておられますか。希望がなくても圏域の中

に空いた定員があれば、そこも紹介してなおかつ判断するということですか。

○府中市 市からは、2km以内に空きのある保育所の紹介等含めたアプローチは行なっておらず、基本は申し込み時に第1希望だけしか記入していない場合を特定の保育園を希望していると捉えているという状況です。

○山縣座長 わかりました。

では、岡山市、お願いします。

○岡山市 市域がとても広くて、我々地方ではどうしても車での生活が基本になっています。ですから、車で20～30分走れば結構空きの保育園はあるよね、みたいな考えにもなってしまうと、自分たちで身動きがとれなくなっていました。ですから、思い切って見直したのはその点でして、無理なく通勤途中であるとか、自宅から近いとか、3園ぐらいは選べる余地があるなどと思っていますので、ひとまず3園を基本で、1園、2園を希望されている方は特定の園だと、今回はそういった一律の線の引き方をいたしました。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、高松市、お願いします。

○高松市 高松市は、面積は375平方キロメートルに保育所であれば約70、こども園が10ほどございます。岡山市さんと同じように、地方都市ですので車社会ということで、20～30分あればほとんどの地域で他の保育所等があるような状況です。入所の際は第3希望まで書くことになっているのですが、それ以上に書いてこられる方もいますし、さらに入所調整の際書いていなくても、他に空いている施設があれば担当の方で御紹介するということはございますが、基準に入らないというのは第1希望のみ書かれた方を待機に含めていないという状況で、それ以外の方は待機に含めております。

○山縣座長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 岡山市さんにお尋ねします。資料1の1枚目の表によりますと、特定の保育園等を希望している者の数が614人、待機児童が729人となっており、特定園のみ希望の方が結構多いように思われるのですが、他の自治体と比べてこの類型の人数が多くなっている理由は何だと考えていらっしゃいますか。

○山縣座長 お願いします。

○岡山市 今回初めて第2希望までしか書いていない方は、特定の保育園等を希望している者と整理いたしましたので、当然、第1希望だけにされているところよりは我々は数字としては大きくなっていると思います。

○山縣座長 では、岩田構成員どうぞ。

○岩田構成員 岡山市さんにお伺いしたいのですけれども、要するに、今年度から第1希望、第2希望しか書いていない人は自動的に特定の園を希望していると判断する、どちらかというデジタルでやりますよというお話なのですが、平成28年4月1日に見直すまでは、例えば第1希望と第2希望しか書いていない人も全て調整していたということでは

うか。ここの書き方ですと第3希望までを全て調整したにもかかわらず入園できなかった児童を待機児童とするという書き方なのですけれども、変えた理由はとても手間がかかったからだったのかというのを伺いたいのと、さっき申し上げたように、第1希望と第2希望しか書いていなかった方というのは、前はどのようにいらしたのでしょうか。

○山縣座長 お願いします。

○岡山市 前の話から遡りますけれども、平成26年4月1日は我々は待機児童ゼロでございました。そのときに特定の保育園等を希望しているとして整理したのが772人おりました。市域が広いということをお願いにさせていただいているのですけれども、空いている保育所があるので、車で20～30分走ればそういった保育所に入れるのではないかと考えておりました。ですから、それまで待機児童はゼロと言っておりましたが、特定の保育園等を希望している者に皆さんを整理していたということです。

昨年、国の方で求職中の方を待機児童に含めるよという定義の見直しがたしかございまして、我々は求職中の者134名を待機児童だと国にも報告させていただきました。ただ、平成28年4月の入園状況を見ると非常に申込数が増えているんです。昨年の申し込みの増加が250人、その前が157人、その前がちょっと多かったのですけれども439人といった推移をしていたのですが、平成28年4月は865人申し込みが増えておりました。そうすると未入園児も大変増えております。その中で、我々がこれまで考えてきた待機児童という定義が間違っていたとは言いたくないのですけれども、見直さなければならぬのではないかと考えて、今回見直して729人を待機児童として報告させていただきました。

ただ、時間のないところで見直したものですから、この見直しで十分だったか、ひとりよがりだったのではないかといろいろ心配はしているところなのですが、こういった機会に他の例も聞かせていただいて大変勉強になっております。ありがとうございます。

○岩田構成員 以前は、第3希望まで書いていなかったのはどうしていたのですか。第1と第2だけ。

○岡山市 全て特定の保育園等を希望していると整理しておりました。

○山縣座長 もうひとかたくらいいけますでしょうか。では、金子構成員、お願いします。

○金子構成員 埼玉県の金子です。

他に利用可能な施設ということで、市川市さんは保育園のみに限定した理由と、他のところはとりあえず保育園以外の小規模、地域型、単独の保育施設も同じように認めているということでしょうか。私が聞いた話ですと、市町村によってはどうも地域型は嫌がる人がいるので、そういう人は待機に外しているということも聞きますので、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○山縣座長 では、市川市、お願いします。

○市川市 市川市では待機児童対策として、認可保育園建設を中心に進めていまして、正直な話、小規模や地域型がほとんどない現状です。やはり市民の方のニーズも認可保育園という形になっていますので、そういったところで認可保育園に限定させていただいてい

ます。あと、認定こども園も含んでおりますので、保育園と認定こども園という形になっております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の関連で、岡山市と高松市に簡単に教えてほしいのですけれども、どちらも地方単独事業利用がゼロになっていますが、これは地方単独事業がないからゼロなのか、あるけれども除外する人がいないということなのか。

岡山市から、お願いします。

○岡山市 ございません。

○山縣座長 高松市はいかがですか。

○高松市 地方単独事業、市が補助しているという認可外施設はございますが、そこに入っている方も除外はしていません。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

では、3つ目の課題、育児休業中の者についても同じように意見交換をしていきたいと思えます。

では、寺田構成員からお願いします。

○寺田構成員 府中市さんにお尋ねします。待機児童数が296人、それに対して育児休業中の方が103人いらっしゃる。それで地方単独事業を利用している方が244人いらっしゃる。世田谷区と見比べてみましても、待機児童数の割合と地方単独事業を利用している方が、ほぼ同数くらいの推移で世田谷区さんと府中市さんは、いつているかなと思うのですが、ここで育児休業中103人への対応や扱いは何かなさっているということがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○山縣座長 では、府中市、お願いします。

○府中市 資料にも説明がございしますが、参考資料2の保育所等利用待機児童の定義で出されている定義をもとに、特に注8の「保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること」というところがございまして、そちらをうちの方としては使っているというイメージです。

○寺田構成員 ありがとうございます。この注8のところを使っているということは先ほど御説明いただいたのですけれども、先ほど岩田構成員が御質問なされたことを私も一番にぜひ質問させていただきたいと思っていました。求職中の方への対応も、求職活動中を把握するための手続を設けているということで、認定書の有効期限の中であればその後は特にフォローしていないということとか、育児休暇中であっても何らかの形で、どうしたら保育園に入れるのだろうかということを迷っている方は恐らくいらっしゃると思えますが、その辺をマッチングさせているとか、そういうことはなさっていないですか。

○山縣座長 お願いします。

○府中市 基本的には育児休業中の方以外も含めてですが、こちらからアプローチしてこういう状況があるとか、こういう施設が空いているという案内は実は全くできていない状況で、これは待機児童も多いですから、やはり時間的な部分で全員に対応することができないということから、基本的に個別の申請主義的な形でやっております。

○寺田構成員 ありがとうございます。

続けてなのですけれども、例えば、認可保育園以外の保育ママさんの利用状況だとか、今どれくらい保育ママさんの空きがありますよとか、そういうことをインターネットでアクセスしたら区民の方たちが分かるというような対応はなさっていらっしゃるのでしょうか。

○府中市 うちの方では、まず認証保育所というものがございまして、これは東京都の制度でございまして、うちの方としても補助を出しておりますので、そういった施設の空き情報などはインターネット上でも提供させていただいております。

○寺田構成員 ということは、ここは育休者への対応にもつながるのではないかと思うのですが、保育ママさんの状況というのはネット上で、そういうことは認証だけをなさっているという判断でよろしいですか。

○府中市 保育ママというのは実はうちはなく、無認可というのが幾つかあるというのは聞いております。基本的に自治体に対して届けがないものは市では把握できていないので情報提供はできない状況です。うちの方で把握できている認証保育所については、提供させていただいております。

○寺田構成員 ありがとうございます。

続けてすみません、世田谷区さんは育休がゼロとなっておりますけれども、マッチングしていただいているような内容とか具体的なことがあれば、ぜひ教えてください。

○山縣座長 では、世田谷区、お願いします。

○世田谷区 マッチングというのは御紹介とかそういうお話ですか。

○寺田構成員 それだけでなく、例えば保育ママさんは今何人くらい空いていますとか、そういうことをインターネット上でアクセスすると分かるというようなことはなさっていらっしゃいますか。

○世田谷区 最近はスマホを使われる方が多いということがありまして、ネット上ではやっていたのですが、子育て関係のアプリをやりまして、アプリで地域や条件を設定すると空き情報が見られるというのはございます。

以上です。

○寺田構成員 ありがとうございます。

○山縣座長 他の構成員さん、いかがでしょうか。月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。

新宿区の状況の中で最近非常に顕著なのが、育児休業をとられて保育園が内定しました、ところが、内定を辞退されてしまう方が非常に多いというような状況が発生しているので

すが、そういった状況というのは御出席の自治体さんのところほどのようになっているかを教えていただけますか。

○山縣座長 では、市川市からいきましょうか。大体の数もしわかるようであれば。

○市川市 市川市では、そういったことは余りないというところでございます。

以上です。

○山縣座長 では、世田谷区、お願いします。

○世田谷区 辞退はありますけれども、数は把握しておりません、すみません。

○山縣座長 そんなにたくさんという感じではないですか。

○世田谷区 辞退の理由も育児休業の他にもいろいろありますので、全体で幾つかありますけれども、育児休業だけで切りとってはいないので、その辺はわかりません。

○山縣座長 では、府中市、お願いします。

○府中市 府中市としましては、先ほど説明の中でも触れましたが、育児休業の延長をするために申し込みをされるということで辞退される方もいれば、また別の理由もあると思うので、そこまで深くは追及していない状況です。該当者がすごく多いという状況ではないですが、十数名はいると考えています。

○山縣座長 コメントに書かれるぐらいちょっと気になる数字という感じですか。

○府中市 そうですね。

○山縣座長 では、岡山市、お願いします。

○岡山市 何件かはあると今、担当者から聞いたのですけれども、目立ったほどではないそうです。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、高松市、お願いします。

○高松市 高松市の場合は、育休明けで内定をもらったのに辞退というのは聞いたことがございません。

○山縣座長 ありがとうございます。

今のお話ですと、地域差がかなりあるのではないかという感じでしたね。

では、他の視点から育児休業の問題でございませうか。常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 資料8ページ一番左にある1の「育児休業中の者」として待機児童数に含めないこととしているかどうかという質問項目について、「はい」「いいえ」という回答があるのが、その中で「いいえ」と答えていただいている自治体さんにお尋ねします。まず確認なのですが、「いいえ」という回答の意味は、育児休業中の者の場合には、待機児童数に含めることもあるという趣旨であると理解してよろしいのでしょうか。

それから、関連してですが、資料の1ページに一覧表があり、育児休業中の者の実数が、先ほどの自治体さんの中でゼロとなっている自治体が幾つかあるのですが、このゼロという意味が一体どういうことなのか教えていただけたらと思います。

○山縣座長 では、府中市の場合は精査して含めるということになっていますので、残る

4自治体、偶然ですけれども前半のグループに「いいえ」が圧倒的にいて、後半は全て「はい」なのですが、中身的には一緒だったと思います、含めないからゼロになるという構造だと思いますので、その辺を説明いただけますでしょうか。市川市から順番に。

○市川市 市川市では、育児休業中の方は待機児童であるという形で考えておりますので、私たち現場で窓口に出たときに育児休業をとっているから、あなたは待機児童ではありませんとは言えませんので、含めるべきだと逆に考えております。すみません、資料2とは相反するところではあるのですが、こういった方を救っていかねばいけないと私たちは考えておりますので、含めております。

○山縣座長 それによる数字が514の中の大体どれくらいですか。100とか200とか、そんなに細かい数字は結構です。514人の待機児童の中に育児休業中の者が入っているということになるわけですが。

○市川市 4月1日現在で216人です。

○山縣座長 ほぼ半分弱ということですね。ありがとうございます。

他の自治体さんも、待機児童のほうにどのくらい入っているかがわかれば含めて御回答いただきたいと思います。

世田谷区、お願いします。

○世田谷区 市川市さんと大体考え方は同じで、1,198人の中のおおよそ300人ぐらいは育児休業中の方という認識をしております。

○山縣座長 ありがとうございます。

岡山市、お願いします。

○岡山市 育児休業明けで保育園を申し込まれる方は、復帰月の一月前に申し込みができるというルールでさせてもらっていますので、我々が入園調整できなかつたら、その方はやむなく復帰が延びてしまうと判断しています。先ほど例がありました育児休業を延長するためというものと、やむなくというものは区別が難しいと思っていますから、我々は申し込み月になったら入園調整をしますし、育児休業の理由で外すということをしていないという意味で「いいえ」です。

○山縣座長 それに伴う人数というのは待機児童の中にどれくらい入っている感じですか。

○岡山市 ちょっと持ち合わせておりません。

○山縣座長 わかりました、結構です。

では、高松市、お願いします。

○高松市 高松市の場合も、育児休業を延長するための入所申し込みが確認できれば含めておりませんが、復帰する際に入所できなかった方については含めているという状況です。その方が延長したかどうかの個別の確認はとっておりません。それと、人数ですが、約10人弱程度とカウントしています。

○山縣座長 ありがとうございます。

常岡構成員どうぞ。

○常岡構成員 そうすると、今御回答いただいた4つの自治体さんは、育児休業中の者という欄がゼロになっているんですが、他の自治体であれば、定義の解釈が違い、このゼロというところに数字が入ってくる状況であると理解してよろしいでしょうか。

○山縣座長 府中市、お願いします。

○府中市 ちなみに参考なのですけれども、府中市のトータルの育児休業者というのが199人いて、この定義に当てはめると103人ということになっております。

以上です。

○山縣座長 ほぼ90人は待機児童の方に入っているということですね。ありがとうございました。

いかがでしょうか。岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 育休明けに保育園に入れるかどうかというのは、保護者の方の大変な関心事だと思うのですが、今、岡山市は1カ月前云々というお話がありましたけれども、自治体はいつぐらいから保育園の申し込みを受け付けていて、入れることになったら、例えば5月まで育休があるけれども、4月から入らなければいけないという形になっているのでしょうか。誰にお伺いしたらいいか、わからないのですが。

○山縣座長 岡山市の直接担当しておられる方でしょうか、お願いします。

○岡山市 岡山市の場合は、先ほども言いましたように、育休復帰される前月の申し込みから可能ということになっています。ですので、極端な例で言いますと、5月31日に復帰するという証明書が出てくれば、4月1日からの入園の申し込みを受け付けることが可能とさせていただきます。受け付ける時期は4月1日を希望されるのであれば、例年の申し込みは11月に岡山市はやっています。例月になると前の月の15日を締め切りにさせていただきます。

○岩田構成員 ということは、11月のときには5月とか6月に育休明けになる方は申し込みができないということですね。

○岡山市 4月に復帰されるとか、5月に復帰されるということであれば可能ですけれども、6月に復帰されるとなると4月1日からの申し込みはできないのですけれども、6月に復帰するので例えば5月からの申し込みを出しますと言われれば、11月の一斉の受け付け時期でも受けてはいますけれども、4月希望ではないですので4月の利用調整には入っていないということになります。

○岩田構成員 大体他の自治体もそういう形なのですか。

○山縣座長 いかがでしょうか。少し違いますよというところがあれば。市川市、お願いします。

○市川市 市川市の場合は、初めに復職ありきにしてしまうと保護者の方が困ってしまいますので、入園月の翌月の10日までに復職してくださいということで、事後でやっていただくような形になりますので、申し込みについてはいつしていただいてもいいですけれども、入園したら翌月の10日までに復職してください、ならし保育期間を含めて1カ月と10

日を見ているという形でやっております。ですから、いつまでにとり決めは特にありません。

○山縣座長 他に違うやり方をしていますという自治体さんはございますか。

西村構成員どうぞ。

○西村構成員 大阪の吹田市なのですけれども、4月1日の場合は4月14日までに育休復帰する場合だけ入所申し込み可にさせていただいています。

○山縣座長 ありがとうございます。構成員からも例を出していただきまして、ありがとうございます。

大体予定の時間にほぼ近づいてきたのですが、どなたかこれだけはぜひ聞いておきたい、あるいは御意見をいただいた市のほうで、ここはぜひよろしくというのがありましたら。資料1はいただいておりますけれども強調すべき点があれば。

では、最後にさせていただきます。常岡構成員どうぞ。

○常岡構成員 10ページに岡山市さんの定義の見直しの説明が出ています。これは参考資料2にある厚生労働省が発した待機児童の定義の注の幾つかを独自に解釈し直した、さらには、待機児童の定義をより緩やかにしたということだと理解してよろしいでしょうか。

○山縣座長 岡山市、お願いします。

○岡山市 今回、見直しましたと申し上げたのが定義の注7で、車で20～30分というお話でございます。それは緩やかにしたのではなくて、市民の目線というか、市民が考える保育園に期待する姿、3つぐらい書いておけばどこかには入れるよねといった保育園の整備をしたいという思いから見直しておりますので、緩やかにしたとは思っておりません。

○山縣座長 市民目線にした結果、数字が増えてしまったということですね。

ありがとうございます。本当に限られた時間の中たくさんの意見をいただきまして、感謝を申し上げます。ほぼ暗くなっておりますけれども、お帰りには気をつけていただきたいと思います。

では、一旦ここで前半のヒアリングを閉じさせていただきます。後半ですけれども、今あの時計で24分ぐらいでしょうか。できましたら10分程度の休憩で、4時35分ぐらいに再開させていただけたらと思っております。

5つの自治体の方々、本当にありがとうございました。お世話になりました。

(休憩)

○山縣座長 それでは、自治体の方も座っていただきましたようですので、再開したいと思います。

では、事務局からお願いします。

○川岸課長補佐 それでは、後半のヒアリングに移りたいと思います。

後半のヒアリングに御対応いただく5つの自治体の担当者の御紹介をさせていただきます。

まず、港区子ども家庭支援部保育担当課の増田玲子課長です。

次に、江東区子ども未来部の伊東直樹部長です。

次に、杉並区保健福祉部保育課の渡邊秀則課長です。

次に、横浜市子育て支援部の宮本正彦部長です。

次に、川崎市子ども未来局子育て推進部の織裳浩一担当課長です。

では、引き続き議事に移りたいと思いますので、山縣座長、お願いいたします。

○山縣座長 自治体の方々、遅い時間かつ忙しい時期にヒアリングに応じていただいたことに大変感謝いたします。それから、事前に調査票も御記入いただきました。

まず最初に、記入いただきました調査票をベースに、それぞれの自治体で5分程度簡単に全体の説明をいただき、その後、それぞれの大きな3つの項目につきまして構成員からの質問、意見交換をしていこうと思っています。

では、早速ですけれども、港区からよろしく申し上げます。

○港区 港区でございますが、平成28年4月1日時点で定員の総数が7,006名になりまして、待機児童数は64人という形になりました。その中で、こちらに記載しているとおりに求職活動を休止している者は0人、こちらは港区ではカウントしておりませんので、0人という形になっております。

特定の保育園等を希望している者が345人、育休の者が34人、地方単独事業を利用している者が770人という形になっております。こちらの770人でございますが、港区独自で港区保育室というものを立ち上げておりまして、ほぼ認可保育園と同じような形の保育園でございますが、そちらに入っている方々も含めておりますので770人という形で多い人数が載っております。

その後、求職活動を休止している者の取り扱いということで港区では確認は行ってございません。

続きまして、2ページのカウントしていない理由としては、現に求職活動をしていて保育が必要という方はほとんどいらっしゃらないということで、保護者から求職活動を休止したという申し出があれば、保育が必要な需要がないので申し込みの取り下げをいただく形で確認させていただいております。

3ページのそちらに関する課題・問題点等でございますが、求職活動中の申し込みは現に求職活動しているというよりも、保育園の入園が決まってから求職活動をするという場合がほとんどであるということで、申し込みの時点では働くつもりであるという意味確認を求めています。求職活動の方法はいろいろございますが、ハローワークに行ってもらって求職活動のコピーの提出で意思確認にかえております。

続いて4ページに移りまして、特定の保育園等を希望している者の取り扱いでございますが、こちらについては港区でも待機児童数に含めないこととしております。どのようなケースを特定の保育園等として取り扱っているかという質問に関しては、希望している保育園以外に空きがありまして、希望すれば入園できる可能性があるのに希望しないのは保

育の必要性が低いと判断しているため、そのようなカウントとしております。

続きまして、5ページのどのようなケースを特定の保育所等を希望として取り扱っていますかというのですが、希望保育園が1園の場合は待機児童としてはカウントしておりませんで、その園に空きがあるかないかはとっておりません。複数の園を希望されている場合は特定の保育所等希望としては取り扱っておりません。理由としては、他の園を希望すれば入園できる可能性があるのに、当初から1園しか希望しないのは保育の必要性が低いと判断しているため、そのような取り扱いとさせていただいております。

6ページに移りまして、保護者の私的な理由としてどのようなケースを取り扱っているかという質問に関しては、内定を辞退した場合にそのような理由として取り扱っています。何らかの理由で内定を保留することを事前に申し出ている場合ですとか、兄弟・姉妹が同じ園でないと入園しないと申し出ている場合も、そのような形にしております。

理由としては、内定を辞退し、希望上位園の申し込みを継続する場合と、兄弟・姉妹が同じ園でないと入園しないと申し出ている場合は、特定の保育所を希望しているのと同じと考えるため、また、内定の保留については希望していないことと同じと考えるため、そのような取り扱いとしております。

7ページ、特にこの点に関する課題・問題点等はございません。

8ページに移らせていただきまして、育児休業中の取り扱いですが、育児休業中の者は待機児童として港区ではカウントしております。

育休中の待機児童数に含めないこととしているのはどのようなものですかということで、②育休を延長している者と、③育休を延長するために保育所等の申し込みをしている者をカウントしております。

その理由ですが、育休を延長した場合、入園希望月での保育が必要な事由がなくなるためということで、保育園に入園できれば、その月中に復職するという条件で申し込みを受けている場合、入園できなかった場合には結果として復職せず、保育に必要な事由に該当しないと考えるため、そのような取り扱いとしております。

9ページのこの件に関する課題・問題点等については、実際には入園を希望していなくても、育休を延長するために入園申し込みをする必要があるという制度を改めていただきたいと考えております。

また、その他で保育所等の定義に係る現状の取り扱いについて課題・問題点、御意見ということで10ページに記載しておりますが、待機児童の定義に対する解釈を各自治体に任されているところがありますので、統一していただいたほうが、各自治体との比較ができるかなと考えております。

以上になります。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、江東区、お願いします。

○江東区 江東区でございます。江東区の待機児童数でございますけれども、277名という

ことをごさいますして、昨年度と比べると110名の増という状況になっているところをごさいます。

その他右の方に、待機児童数に含めないこととしている者をごさいますけれども、こちらにつきましては厚生労働省の通知に載っている4項目について、江東区では全て数字を立てているところをごさいます。

まず、1つ目が、求職活動を休止している者338名をごさいます。こちらにつきましては、入園申し込みの段階で就労状況の申告書を出していただいているのですけれども、そこに現在就職しているという記載がない方について、一定の期間をもって通知がない場合につきましては、一定程度時期を見計らって見切りの形になりますけれども、求職活動を休止しているという取り扱いにしてございまして、これが338名ということになってございまして。

それから、特定の保育園等を希望している者が73名をごさいます。こちらにつきましては、江東区の場合は第4希望まで記入することができるわけですがけれども、第1希望しか記入していない方について、こういう取り扱いをしているところをごさいます。区内には今107の認可保育園がございまして利用調整を行っているわけですがけれども、大体お子さんを連れて歩いても20分もあれば、必ずどこかの保育園に行けるという状況がございまして、そういう中で1園しか希望していない方については、私的な理由で待機児童になっているという判断をしてございまして、そういう方が73名いるという状況でございまして。

それから、育児休業中の者が358名ということをごさいます。こちらにつきましては、実際に育児休業を望まれる方、それから、育児休業を延長したいがために不承諾通知をいただきたいという方が混在している状況でございましてけれども、窓口を担当する職員の話では、不承諾通知をもらいたいという方で、要は希望倍率が高いところにあえて申し込むという方がかなりの数いらっしゃるということがございまして、基本的には本当に育児休業をとりたいのかというのは分けづらいところをごさいますして、基本的に育児休業中の方は全て統一的な取り扱いということで、こちらに数字を挙げさせていただいているところをごさいます。

それから、地方単独事業を利用している方が671名ございまして、こちらは主に東京都では認証保育所を整備してございまして、江東区は23区の中でも認証保育所の数が多い区でございまして。59施設ぐらいございましてけれども、こちらに入っている方につきましては区の方でも補助金等を投入してございまして、保育所と同じような保育の質が確保されているという判断でございまして、待機児童から除いているという形で整理しているところをごさいます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続いて杉並区、お願いします。

○杉並区 杉並区からかいつまんで。まず1ページ目をごさいますけれども、杉並区の待機児童は136名でございまして。昨年が42名でございまして、今年度は100人近くの増

となっております。

待機児童数に含めないこととしている者として、4項目全て「はい」ということで数字を載せさせていただきました。

1 ページ目の求職活動を休止している者の取り扱いについては、アンケート調査等をして休止しているかどうかの確認を行っている内容になってございます。

2 ページにまいりますと、どのような扱いをしているのかという理由でいうと、求職活動を休止した場合には含めていないのですが、ひとり親の場合には一部それを含めるということにしているというケースもございます。

3 ページにまいりますと意見等の欄でございますが、求職活動を休止しているかどうかというのは、最終的には自己申告という形でアンケートなりをとった結果でしか把握することができないというのがありますので、何か書類を出して求職活動を休止している状況を確認するということになると、なかなか厳しい面もあるかなと思っております。

4 ページ目、特定の保育園等を希望している場合の取り扱いでございますけれども、区が利用調整しております特定教育保育施設と、杉並区の場合には独自で区の保育室を設けておりますので、これらを対象にしています。

5 ページ、どのようなところをもって特定の保育所を希望として取り扱っているのかですけれども、うちの場合には申請のときに第5希望まで認可園は書ける。プラスして小規模は地域型の施設を第2希望までということとしていますが、一応第1希望の単願をしている場合に特定の保育園等を希望しているものとして取扱っているところでございます。

6 ページ、保護者の私的な理由の例としては、先ほど港区さんもおっしゃっていましたが、兄弟などか同じ園に内定できた場合のみ希望するというようなことなど、いわゆる私的な条件を付して希望している場合ということで取り扱いをしているところでございます。

7 ページ、特に問題点とありますが、杉並区の場合にも徒歩圏で行けるところに3カ所ぐらいは保育施設がありますので、第1希望のみとしておりますが、今後は第3希望までというような形になると、より実態に近いものになるかなという気はしてございます。

8 ページ、育児休業中の取り扱いの者です。一応含めても構わないという国の定義の示しがございましたので、杉並区の場合には休業中の者については含めないということで数を出しております。ただし、保育園に入れないがゆえに育休期間を延長したという方については待機児童に含めるという形で、今のところ24名ぐらいいるということで、この部分は含めるという取り扱いをしているところでございます。

9 ページにまいります。自由意見ということですが、最初のところで聞いていたときに、保育の必要性の認定等は今回はこの話の中ではしないでいただきたいというのがあったのですが、実際の現場の中では、保育の認定と申請がどうしてもセットになるところがありますので、こういった問題点を示させていただきましたが、書いたという御紹介だけにとどめさせていただきます。

10 ページでございます。現状等につきましては、特定の保育施設やそれ以外のものでも、

例えば東京都内の場合だと、認証保育所に通っている方は除外するという形でやっているのですが、そこに行っているか、いないかについては直接区に情報が来なくて、運営費の支払い等で名簿がわかっているもので、そこと突き合わせながらやっているというのがありますので、何か制度的にそういう施設の協力体制が得られると、待機児童のカウントの仕方が非常に楽になるなということは担当の中でも出ていますので、意見として載せさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、横浜市、お願いします。

○横浜市 横浜市でございます。横浜市は御承知のとおり、平成25年度に待機児童ゼロということで、それ以来ゼロにはなってございません。平成28年4月1日現在、待機児童は7人となっております。

待機児童数に含めないこととしている者の数をご覧いただくと、非常に大きな数が出ておまして、これをご覧いただいてもわかるように、巷では隠れ待機児童という言葉を使っているのですけれども、私どもは決して隠していることはありませんで、これも公表しているのですが、それが全国一多い3,117人となっております。

横浜市でどういう取り扱いをしているかということでございますけれども、まず、求職活動を休止している方の取り扱いについては、自宅にいらっしゃるということで、保護者自身が自宅等で保育ができる状況にあるということで待機児童から外しております。どういう確認をしているかと申し上げますと、申請書類の中に求職活動の状況を記載する欄を設けております。主には、この部分で確認しているのですけれども、中には記載内容が不十分で状況把握ができない場合がございます。その場合には個別に連絡をとって確認しているということがございます。

また、申請は9月30日が基準日になっていきますので、4月1日までの間には約6カ月ございます。この間にもし状況が変化した場合には、お知らせくださいという御案内をきちんとしておりますので、その辺は漏れがないようにしているところでございます。

次に、特定保育園でございます。こちら横浜市は待機児童から除外してございます。これは定義に基づいてということで、特定教育保育施設あるいは特定地域型保育事業に加えまして、横浜市単独施策として設置している認証保育園である横浜保育室等を対象としています。

こちらの判断基準としては、定義に書かれている開所時間、立地条件の他に、本市では保育料も勘案して御紹介することにしてございます。これは世帯状況を確認しながら、やはり認可保育所と同等のものでないとなかなか難しいだろうということです。特に認証保育所の場合には、認可保育所の保育料とは違うこともありますので、横浜市独自の減免をしたりしておりますが、そういう状況を踏まえつつ確認しています。それから、また、認定こども園等においては上乗せ徴収等がございますので、この辺も勘案して御紹介して

いるということでございます。

それから、どのような場合があるのかということですが、1つは、特定園1園のみの申請、単願と言っておりますけれども、この場合には複数園の記載もしてくださいと再三再四促しはするのですが、それに応じていただけない場合には外しております。

それから、複数園の申請はされているのですが、実際には空きのない園ばかりを書いているのか、あるいは同一法人の園だけを書かれている。これは聞き取りによって確認させていただくのですが、大概あまり入る意思は強くないという方、これは実質的な単願だろうということで、これも外させていただいています。

それから、複数園の申請は横浜では極端な話、100園でも200園でもできるのでありますが、利用可能な保育所としては、先ほど申し上げた開所時間、立地条件、保育料等を勘案して御紹介するのですが、それにもかかわらず利用を希望されないというようなことです。これも何でもかんでも利用を希望しなければ外しているのかということではなく、明らかに私的理由だろうということで、例えば、先ほど申し上げた受け入れ枠がないことを承知で申請してきているとか、あるいは比較的混雑していない時間帯で、かつ、非常に短い区間の電車等による施設の利用、これは通園可能だろうということで御案内しているのですが、それでも嫌だというような場合。それから、距離や所要時間がほぼ同じであっても、特定のルート上の園、例えばターミナル駅を通らないと嫌だとか、お買い物をしたからということなのかもしれませんけれども、そういうことをおっしゃる方がいらっしゃるから、これは私的理由ということで外しております。それから、なかなか難しいところではあるのですが、お昼寝のときのシーツの洗濯は保護者がやるのは嫌だ、これは園でやってくれないと嫌だ、そういう園は希望しないというようなことについても私的理由として除外してございます。

それから、育児休業の取り扱いでございますけれども、前半のヒアリングでも出ておりましたが、非常にいろいろなパターンがあるなどは感じております。その中で、本当にやむを得ないということで育休を延長したのか、それとも、先ほども出ておりましたけれども、育休を延長するために保育所を申し込んでいる方もいらっしゃる。判断はなかなか難しいということで、本市では4月1日現在、育休を取得しているということは、御家庭で保育ができる状況にあるということで、待機児童からは除外してございます。

その他については、後ほど話す機会があれば、お話しさせていただきます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

お待たせしました、最後川崎市、お願いします。

○川崎市 川崎市でございます。資料の1ページをご覧ください。

上段でございますが、川崎市の待機児童数は今年4月1日現在で6人ということになっております。昨年ゼロを達成しておりますが、それ以前は62人、その前は3桁の数字でずっと推移しておりました。

待機児童数に含めないこととしている者については、求職活動休止、特定希望、育児休業中、地方単独利用、全ての項目で待機児童の定義に基づき除外させていただいております。

下段の求職活動の取り扱いについては窓口が中心になりますが、御本人への確認をしながら、もしとれない場合については自宅訪問や手紙などを使って確認しているところがございます。

2 ページ、どのような場合にとのことですけれども、求職活動するに当たって保育がどの程度必要かということで判断させていただいております。2 点目にありますように、例えば御自宅でインターネットや冊子で求職活動しているような方については、待機児童数には含めない取り扱いをしております。

全ての項目に共通しますが、参考と書かせていただいておりますが、待機児童数の確認に当たっては、平成25年以降、区役所の窓口が9 つありますけれども、合計30名近くの職員を増員して、平日の夜間や土曜日の窓口などを開設しながら相談を受け付けておりますが、実際に保育サービスを求める方がどれだけのサービスが必要かということ把握しないと、カウントはできないということで、まずは体制の充実を図ったところがございます。

次に、3 ページでございますが、課題としては先にも出ておりましたが、10月時点で申し込みを受け付けますが、4 月の時点で時間が開きますので、求職活動の状況が変わっているという方がいるので、実態を把握することができないと集計することは難しいということと、活動状況の確認は御本人の申告によらざるを得ないところが課題だと考えているところがございます。

4 ページでございますが、特定の希望でございますが、本市におきましても地方単独保育施策に非常に力を入れておまして、川崎認定保育園、おなかま保育施設などを御紹介しながら、開所時間が保護者の需要に応じている、立地条件が登園するのに無理がないということで御案内をさせていただいているところがございます。

5 ページでございますけれども、どのようなケースを特定希望としておりますかということについては、保育所等を1カ所だけ申請された方、また、2カ所以上申し込みをして、その中に利用可能な施設があるにもかかわらず辞退をされた方。2 点目としまして、自宅から30分未満に利用可能な施設があるにもかかわらず利用されない方ということでカウントさせていただいているところがございます。

6 ページでございますけれども、私的な理由というのはどのようなものですかということですが、例としましては、川崎市はタワーマンションなどが非常に駅近くにできているところがございますけれども、そうした集合住宅にお住まいの方が駅の近くの限られた施設だけを希望されている場合、または、広い園庭がある施設だけを希望する方については、私的な理由ということで除外させていただいているところがございます。

次に、7 ページでございますが、こちらの項目についての課題はございません。

8 ページでございますが、育児休業中の方の取り扱いでございます。こちら先の自治

体さんにもありましたが、4月1日時点で保護者が育児休業をとられているかどうかを確認して、育児をとられている場合については自宅で保育ができるということで、待機児童には含めない取り扱いとさせていただいております。

9ページでございますが、育児についての課題です。先の自治体様からもありましたように、育児休業の給付を1歳から6カ月延長するためには、どうしても保留通知を添付しなければならないということですので、そういった方が一定数いるということが実態であり、それが課題だと認識しているところでございます。

また、保育所に内定したのですけれども、自分の手で子どもを育てたいという方がいて辞退をしている方もいるということで、それぞれ調査日時点で御家庭のさまざまな事情があるということで、それを把握することが課題だということでございます。

最後、その他事項でございますが、川崎市としましては、地方単独保育施策の取り扱いについて書かせていただいております。1点目にありますように、認可の整備とあわせて認可外の活用についても川崎市としては非常に注力していて、認可だけではなかなか足りない受入枠を、認可外を使いやすくして、利用料金が高いというお声がありましたので、月額最大2万円の補助をしながら御利用いただいております。

また、この経費については、市の単独の予算で34億円ほど投じていて、今現在4,400人近くの方に御利用していただいておりますので、この後、定義の見直しを進める中では、非常に貴重な受け皿となっておりますので、地方単独保育施策の中で市の事業については待機児童に含めることがないように、ぜひお願いしたいと思っております。

最後になりますますが、参考資料1を添付させていただきました。先ほど窓口には30名ほど増員して対応していますと申し上げましたが、下段にありますように、保護者一人ひとりの相談経過票というものをつくって、どの職員が応接してもそれぞれの家庭がどういう状況にあるのかを把握できるようにしながら対応させていただいております。2月、3月、アフターフォローの中で保留者だけではありませんが、9つの福祉事務所で1万3,000件余の対応をしているところでございますので、こういった対応についてもこの後も続けていきたいと考えております。

川崎市からの説明は以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。非常に限られた時間で端的に報告をいただき、感謝申し上げます。

前半から聞いていただいていた方もいらっしゃるようですが、改めまして、今お話の中に出ていたのですが、制度設計そのものにかかわる部分については意見としては聞かせていただいて、当然国にも報告しますが、今日はあくまでも待機児童に含めるかどうかというところを中心に意見交換ができたかと思っております。両者が関係しているのは十分承知した上で、そういう手続にさせてください。

それでは、先ほどと同じように大きな3つの項目につきまして、大体15分程度やりとりをしていくという感じで進めたいと思っております。

では、構成員から、求職活動を停止している者の取り扱いについて質問がございましたら、よろしく申し上げます。

西村構成員、お願いします。

○西村構成員 大阪の吹田市です。よろしく申し上げます。

1 ページ目の杉並区と川崎市ですけれども、アンケート調査とか窓口とか電話での確認、これは時期的にはいつぐらいにされているのか。また、待機児童の方からの苦情とか改めて接触するので、そういうのもあるのかどうか聞きたいのですが。

○山縣座長 では、杉並区、お願いします。

○杉並区 うちでやっているアンケートについては、募集が1次と2次に分かれておりまして、2次が2月末で最終的な内定が出ます。そこで残念ながら内定に至らなかった方にアンケートを同封して、3月上旬に締め切りということで、要は待機児童のカウントを正確にするという目的もあって全員に送っております。その中で回答をいただくという作業をしているところでございます。実際にアンケートが来なかった場合には直接電話をして、内定に至らなかったのですが、どういう形でお子さんをどこかに預けようと思っておりますかと聞く際には、当然、入れないのに何で聞くのかといったお話は多少ありますけれども、御協力をいただいているという状況です。

○山縣座長 では、川崎市、お願いします。

○川崎市 私どもの方は1月末に保留通知、内定通知を送付しているところでございます。その後、2月上旬から3月末まで時間いっぱい使ってアフターフォローの対応をしておりますけれども、まずは2月上旬の2週間、平日の夜間と土曜日の午前中に開庁して、平日の開庁時間になかなか来られない方がいらっしゃいますし、御夫婦一緒に相談をしたいという方もいらっしゃいますので、そういった形で窓口を時間延長したり、土曜日に窓口を開けるなどして状況を確認させていただいております。平日の時間内は当然ですけれども、時間外の対応をということで進めさせていただいて、非常に効果があったなと思っております。そういった取組を行う前までには待機児童数はなかなか減らなかったのですが、そういう対応をしているということと、それでもわからない場合については、お電話もしくはFAX、お手紙みたいなこともしながら確認しているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 新宿区の月橋と申します。杉並区さんにお尋ねします。非常に個々の状況を丁寧にとらえて、待機児童等の算出をされているとお聞きしましたが、2ページに杉並区独自の待機児童を検討した結果という文言がございまして、こちらの杉並区独自の待機児童というのは、国の定義以外に杉並区さんが独自にそれ以外のところで定義づけをされているという理解でよろしいのでしょうか。もし、何か特徴的な待機児童の定義があれば教えていただければと思います。

○山縣座長 では、杉並区、お願いします。

○杉並区 独自といいますか、先ほど途中で出ていた育児休業についてが代表的なもので、いわゆる自治体にある程度任せされているところがあるものですから、我々としては一般的には待機児童に含めないのだけれども、保育園に入れないがゆえに延長した場合には、それは含めますよといった意味で独自の解釈をしている部分があるということでございます。

○山縣座長 では、常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 学習院の常岡です。よろしくお願いします。

今の質疑に関連してお尋ねします。2ページの杉並区さんの回答部分には、一律に求職活動を休止している者を待機児童に含めないというのではなくて、もう少し個々の状況を見ながら保育の必要性の高い状況にある場合には、待機児童に含めるということになっていると思います。厚生労働省の例の待機児童の定義の注1によると、求職活動中の者は待機児童に含める、しかし、求職活動を休止していることが確認できる場合には待機児童に含めないと言い切っています。そうすると、杉並区さんの回答に書かれている一律に対応するのではなくて、個々の状況を見ながら待機児童に含めるかどうかを決めるという方針は、待機児童の定義の注1と少し離れているかなという印象を持つのですが、いかがでしょうか。

○山縣座長 杉並区、お願いします。

○杉並区 2ページのところは、我々は、本人からの申し出で求職していますよとはっきり言われた方については、そういう取り扱いをすることになってはいますが、ひとり親だとか本当に特殊な例で、今はやめているのだけれどもというお話があった人は含めないとか、そういう特別な取り扱いをしようという趣旨です。

○山縣座長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 港区さんにお伺いしたいのですが、「そもそも現に求職活動をしているために保育が必要という例はほとんどない」と2ページに書いていらして、3ページに「保育園の入園が決まってから求職活動をするという場合がほとんどである」と書いてありますが、要するに、申し込み段階では働くつもりであるという意味確認を求めている、求職カードのコピーというのは求職活動ではないのかしらと、ちょっとよくわからないのですが、どう理解すればよろしいですか。

○山縣座長 港区、お願いします。

○港区 この表現は、ちょっとわかりづらい部分があって申し訳ございません。現実としては、求職活動の意思があると申請の時点で御申請いただいた場合に関しては、証明が難しいのでハローワークに行って求職カードのコピーを提出していただいて、それで求職中という形で保育の必要性があるという判断をしているということなので、そこまでしていただいている方に関しては、最初の表記とはちょっと違うのですが、保育園が決

まっていなくても求職活動をしているという判断をしているということです。

○山縣座長 追加で、他の自治体さんの一部が、インターネット等による求職活動は含まないということでしたけれども、港区の場合も同じようにハローワーク以外についてはカウントしないということによろしいですか。

○港区 そうです。

○山縣座長 わかりました。他はいかがでしょうか。

では、今の質問ですけれども、求職活動についてハローワーク以外のものも認めておられるようなところはありますか。横浜市、お願いします。

○横浜市 派遣会社に登録しているという場合があります。ハローワークについても登録していただいても行っていなければ仕方がないのですけれども、月1回でも行っていれば活動していると認めています。

○山縣座長 ありがとうございます。

杉並区、お願いします。

○杉並区 杉並区でも例示としてハローワークの登録証が当然最初にあるのですが、例えば今言ったように、最近はインターネットでそういうことをやりますので、求人情報サイトへの登録の画面だとかそういうもので確認できるものがあれば認めているという状況です。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。構成員の方から何かございますか。

では、時間ももったいないので、時間が残りましたらまた全体で意見交換をしますが、2つめの課題、特定の施設を希望している方についての取り扱いについて意見交換をしていきたいと思えます。構成員から何か質問ございますか。

金子構成員、お願いします。

○金子構成員 埼玉県の金子です。

いずれの自治体さんも地方単独の利用が多いようなのですが、埼玉県は地方単独の補助が結構きつという事で、いわゆる単独のものは極力小規模なり保育所なりに移行ということを進めているのですが、今、港区さんと江東区さんの東京都さんは、特区で補助ももらえるという調整をされているという話も聞いておりますが、地方単独の補助、多分保護者負担を認可施設並みにするには結構な負担だと思うのですが、その辺の負担というのは重くないのでしょうか。

○山縣座長 これは東京区部と横浜に聞きましょうか。似通った制度ということで、川崎もありますか。では、共通部分は結構ですので、港区から。

○港区 港区独自で行っているのは、港区保育室というのがございますが、そちらについては全て港区独自の一般財源で行っておりますので、相当な負担があります。今、数字は手持ちにはないのですが。

○金子構成員 逆に、国庫補助のある地域型とか保育所に移行したほうが、国庫がつくの

でいいように思うのですけれども、地方単独でやっていくことにこだわっているというの  
はあるのでしょうか。

○港区 最初の時点で認可の基準を満たしていなかった保育施設もあるのですけれども、  
認可の基準を満たしているところについては、順次認可の保育園への手続を今進めている  
最中でございます。

○山縣座長 今言われたのは、地域型保育給付になる小規模保育事業とかそういうところ  
に移行しないのか。

○港区 地域型ではなく、認可のほうに進めています。

○山縣座長 間のものは余り積極的でないという理解でいいわけですね。一気に認可に移  
行と、中間的な地域型保育で国等の予算が入る部分は余り進めないという回答。

○金子構成員 地域型も補助は同じように出るので、多分規模によってどっちにという話  
かと思います。

○港区 そうですね。

○山縣座長 他の自治体さんで、今と違うような考え方がありましたら。

○江東区 江東区ですけれども、基本的にはあまり地方単独よりも、今の子育て支援法の中  
でしっかりと認可をとっていただきたいと。それは保育の質の確保という部分でやって  
おきまして、基本的には単独から認可の方に順次切りかえていってほしいと。ただ、  
それぞれの施設で事情がございますので、その辺は状況を見ています。基本的には、単独  
にこだわっているということはありません。

○山縣座長 では、杉並区、お願いします。

○杉並区 杉並は非常に地方単独事業の数が多いのですが、もともと7～8年ぐらい前に  
待機児童が少し多くなったときに、いずれ少子化であるがゆえにピークアウトするだろう  
というところで杉並区保育室という認可外の施設をつくって対応していたのですが、ここ  
最近では急激に伸びてきたというのがあるので、ちょっと方向転換して、認可を中心に持つ  
ていこうということなので、杉並区で単独でやっているものはピークアウトが過ぎたら順  
次廃止するという方向なのかなと思います。一部については、当然、小規模に移行できる  
条件が整っていれば移行している施設もございます。

○山縣座長 では、横浜市、お願いします。

○横浜市 横浜市は平成9年から横浜保育室に取り組んでいるのですけれども、先ほどち  
ょっとお話ししたように、保護者負担を認可並みにしようということで、最大5万円の補  
助を月当たり出しています。その結果、大変市費の負担が大きくなってしまっていて、財政当  
局からはもうやめろというようなことを言われてしまっていて、その意味では認可、小規模へ  
の移行を促進しているところでございます。

ただ、現場的に言いますと、利用調整のかからない施設ですので、直接契約になります  
ので、利用調整が終わった後に御紹介できる施設という意味で非常に貴重な施設です○山  
縣座長 では、川崎市、お願いします。

○川崎市 重なりますが、いま一度10ページをお開きください。先ほども御説明しておりますが、川崎認定保育園というところで4,400人ほどの枠と、おなかま保育室というものが130人ほどありまして、認可では足りない受入枠をここで補いながら対応しております。34億円余を市費で投入しておりますので、非常に重たい負担となっています。認可に移行できるものについては進めておりますけれども、川崎認定保育園のメーンターゲットの受入人数が30～60人ぐらいの定員になっておりますので、仮に保育士の配置をそのままに小規模に移行すると19人という制限があるので、受入の枠が縮まってしまうということが非常に課題だと認識しております。30～60人の枠を縮めなければ移行ができないということです。

保育士については、参考2に書いてありますように、川崎認定の園については基準保育士3分の2以上ということで、小規模のBより基準を高いところに置いているので質は担保できているということで、利用者には御案内しているところでございます。

今、横浜市さんからありましたように、増やしていきたい気持はあるのですが、財政負担が厳しくて、なかなか増やすことができないという状況もあります。受入枠をキープしているというイメージでございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

今のところに関連してですが、杉並区だったか、江東区だったか、直接契約けれども地方単独も第1希望、第2希望までは聞いていますと。他の自治体さんは、そこまで含めて希望は出ていないけれども、全部調整するという範囲に入っているのかどうか。

もう一点は、川崎か横浜で出ていたと思うのですが、保育料がどうしても高くなると。それで調整しても辞退されるという場合は私的理由に該当するのか、それとも待機児童として残っているのか、まず杉並区から、他にも答えていただくことがあればお願いします。

○杉並区 認可保育園については、第1希望から第5希望まで書けます。それ以外に小規模、地域型を2カ所、さらに杉並区の独自の保育室を2カ所書くようになっております。その中で利用調整をしているということです。

○山縣座長 そこで保育料が高いからというときは私的理由になってしまうのですか。

○杉並区 保育料については補助をまた別に行って、なるべく保育料の差を埋める補助金も独自にやっています。

○山縣座長 わかりました。

他の自治体さんから。では、江東区、お願いします。

○江東区 江東区の場合は、それぞれ認可は認可で利用調整して、同時並行で最初から認可外に行きたいという方については別に整理はしていませんけれども、基本的には位置づけ的には認可保育園に入れなかった方が、その段階で認証に行くというのが大きな流れになっております。

○山縣座長 わかりました。

他は特に違う形のところはないでしょうか。ありがとうございました。

また質問はございますか。岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 6 ページのところ、港区さんとか、あるいは杉並区さんが兄弟同時に同じ園に入所云々というのを書いていらっしゃるのですけれども、例えば、横浜市さんとか川崎市さんは、非常にきめ細かくいろいろな状況を聞き取っていらっしゃると思うのですが、やはり兄弟同時に云々というのは、入れなかった場合は私的理理由としてカウントしていないと理解してよろしいのでしょうか。

○山縣座長 では、横浜市、お願いします。

○横浜市 基本的に御紹介するのは待機児童から除外することが目的ではないので、通園可能なところを御紹介するというのが基本的なところです。ただ、そうはいつでもお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に園でなければ嫌だという方に対しては、その方の保育の必要性、御家庭の状況ですとか、あるいは職場の状況などをお聞き取りした上で、そのエリアの保育の状況を御説明して、なかなか難しいですよというようなお話をさせていただきながら、この園だとかこういうところでこういう経路で行けば可能なのではないのでしょうかという、できる限り御理解いただけるようなお話をさせていただきます。大概はそれで御理解いただけるのですが、それでも御理解いただけないというときには、やむを得ず私的理理由だという取り扱いをしています。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、川崎市、お願いします。

○川崎市 私どもの方もケース・バイ・ケースでございます。例えば、御家庭の事情でどうしても一緒になければだめだということがあれば、それは叶えなければいけないですし、カウントすることはできないということはあるのですけれども、状況説明をさせていただいて、どうしても一緒になければいけないかを確認した上で、この項目については対応させていただいております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 別の質問になるのですが、杉並区さんの6 ページの記載についてお尋ねします。私的理理由の具体例を幾つか出されており、その中に延長保育が利用できる場合のみ入所を希望するというパターンを挙げられています。これは、個別条件を付加するもので、私的理理由に該当するということなのでしょうけれども、延長保育を利用できる場合のみ入所を希望するというのは、延長保育の必要性が強い方、ないしは延長保育も含めた保育の必要性がある方と考えられるのですが、それは私的理理由になるということでしょうか。

○山縣座長 杉並区、お願いします。

○杉並区 今の御質問は、延長保育が利用できるというのは、今はやっていないけれどもそれがなったら入りたいという意味ですか。

○常岡構成員 そうではなくて、ここに書いてあるのは、延長保育が利用できる施設のみ申請しているということなのかなと思ったのです。

○杉並区 一応、延長保育が11時間開所の保育とは当然別になっていますので、それとセットで入れないと仕事の関係で保育所には連れていけないという方を理由にした場合です。ただし、これは本当に若干名なので、ほとんど例としてはないというのが実情です。

○山縣座長 今の点は、他の自治体さんはいかがでしょう。11時間の保育標準時間では間に合わない、12時間ないと利用できないという場合には待機児童として含めるのか、含めないのかということについて。例えば港区さん、含めるか、含めないかぐらいで結構です。

○港区 こういった例がありません。最初に申し込みの受け付けのときに延長保育が必要かどうかということを確認しておりませんので。

○山縣座長 わかりました。

江東区はいかがですか。

○江東区 今、兄弟だとか延長だとかそれぞれ理由が出ていますけれども、本区としてはそういう理由はこちらへ置いておいて、あくまでも、いろいろな園を希望できるのにもかかわらず1園しか希望しない、そこだけに注目して、その場合は私的理由という形にしてございます。その理由は確認しておりません。

○山縣座長 杉並区は先ほど聞きましたので、横浜市。

○横浜市 時間は非常に大きなファクターだと思っていますので、これは待機児童に含めています。

○山縣座長 ありがとうございます。

川崎市、お願いします。

○川崎市 私どもも、施設の開所時間が保護者の保育の必要な時間に満たなければ待機児童に含めております。

○山縣座長 ありがとうございます。

他に構成員さんから、この項目について。では、西村構成員、お願いします。

○西村構成員 6ページなのですがけれども、横浜市さんと川崎市さんに、コンシェルジュを配置されてきめ細かくされているのですが、私的理由にする記載を例で挙げていただいているのですがけれども、ある程度コンシェルジュの方に任されているのか、何か統一的な基準でチェックシートみたいなものをつくられて、それで判断されているのか、そのあたりを伺わせていただきたいと思います。

○山縣座長 横浜市、お願いします。

○横浜市 基本的には判断をするためのチェックシートのものはありますが、ただ、これはどこまできちんとその方の状況をつかめるかということですので、最終的に上司が判断をしなければいけないという場合ももちろんありますけれども、それ以外は個人の裁量にお任せしていることが多いです。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最後の育児休業の問題について、同じように意見交換をしていきたいと思えます。いかがでしょうか。

先ほどのグループでも質問が出ていましたけれども、育児休業延長の問題で来られる方がいらっしゃるということで、港区さんと川崎市さんがそれに近い表現を少ししておられますが、数的にはある程度把握できますか。いらっしゃるというぐらゐの事実で、そんなに大きな数ではないですよということなのではないでしょうか。港区は少し書いておられますが、何かありますか。

○港区 数字は把握できていないのですが、結構な数でいるという認識です。

○山縣座長 川崎もそれに近いことを書いておられますけれども、どんな感じでしょうか。

○川崎市 窓口の聞き取りの状況での感覚的な数字ですけれども、やはり3～4割ぐらゐはこの中にいらっしゃるのではないかと聞いているところでございます。

○山縣座長 わかりました、ありがとうございます。

横浜市、お願いします。

○横浜市 横浜市の窓口での感覚的なものですが、かなりいるのではないかとということ。

それから、前半の御議論の中にもございましたけれども、保育所が内定をした後で辞退されるという方は非常に多いです。これがコンシェルジュ会議などでも話題になっています。恐らくそういう方たちの中には育休延長のための申請をした方が含まれているのだらうと思えます。

○山縣座長 他にも内定が決定したにもかかわらず取り下げられる理由というのは、何か考えられますか。

○横浜市 転勤される場合などが一般的だと思えます。中には転勤に伴う辞退ではない方がいらっしゃるということです。

○山縣座長 わかりました、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。堺構成員、お願いします。

○堺構成員 細かい点なのですが、粕屋町の堺と申します。港区さんと杉並区さんにお伺いしたいのですが、先ほど兄弟児が同時入園できない場合は私的に含めているということでしたが、育休復帰時に上のお子さん、下のお子さんが生まれている方がいらっしゃるって、同時に入園できないというパターンはかなりあるのではないかと思います。その際は、育休復帰の分と私的の分とどちらでカウントされているかというのが、もしありましたら教えてください。

○山縣座長 では、港区、お願いします。

○港区 私的の方でカウントさせていただいております。

○山縣座長 杉並区はわかりますか。

○杉並区 うちも私的の部分でカウントしております。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございました。

他にございますか。後半になるとだんだん皆さん疲れてきたのか、質問があまり出なくなっておりますが、常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 先ほどから杉並区さんにもいろいろとお尋ねしているのですが、今回も杉並区さんに対する質問で、すみません。8ページの記載では、育休の者を一律で待機児童に含めるとか含めないという機械的な対応をするのではなく、もう少しきめ細かい対応をされているということのようです。つまり認可保育所等に内定が出なかったことを理由に育児休業を延長した方は待機児童に含めるという形の対応をしていらっしゃるということです。これは、回答としては「はい」「いいえ」のどちらでもなく、いわば△といったらいいか、「はい」「いいえ」のどちらでもないという対応であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○山縣座長 お願いします。

○杉並区 「はい」「いいえ」しかなかったので、とりあえず「はい」ということで、当然、誕生日月に合わせて1年間取得というのが多いので、例えば6月とか7月まで目いっぱいとしていますよ。保育園に入れれば切り上げて入るという人がほとんどです。そうでなくても、会社によっては年度までしか認めないということで、年度末の3月で一旦切って、保育園に入れなかったら、いろいろな議論をしていますけれども、そこでいわゆる内定しなかった通知が出て初めて延長を認めるという会社があるので、本当はその辺も含めて回答ができればよかったですのですが、一応そういうことでございます。

○山縣座長 西村構成員、お願いします。

○西村構成員 育休中の方の入所についての復帰の条件とか入所日から1カ月後とかそういうのがあれば教えていただきたいのですが。

○山縣座長 これは全てという形でいいですか。では、港区から順番にお願いします。かわりに話してもらっても結構ですよ。

○港区 申し込みをした月の月末の復職が絶対条件で、翌月の場合は退園してもらいます。

○江東区 江東区も同じ形です。入所月の月末までに復帰していただくという条件になっています。

○杉並区 杉並区も同じで、入所月の月末を条件にしております。

○横浜市 4月1日の入所につきましては、5月1日までに復帰するということになっています。

○山縣座長 4月1日以降の場合は。

○横浜市 例月は翌月の1日ということです。

○山縣座長 川崎市、お願いします。

○川崎市 私どもも、先の自治体と同じで、当該月1日の申請をするには、その月の末日までに復職することを条件にして保育の申請を受けております。

○山縣座長 わかりました。先ほどのグループと少し違うお答えになっていたようです。

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。特になければ今までのところも含めて、45分ぐらいまでは時間がとれると思いますので、質問をし損なったりとか、あるいは後に気がついたというという質問でも結構です。

常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 これは全ての自治体さんにお尋ねします。待機児童の定義が国レベルで示されていて、各自治体は一応それを踏まえて待機児童に含まれるか、含まれないのかを個別に判断されていると思います。国が示した定義の中で運用、解釈が難しい事項というのはございますか。例えば注1について、求職活動中は待機児童に含める、求職活動休止の場合は含めないという言い切りの形で結構機械的に判定できるような書きぶりになっているのですけれども、先ほど杉並区さんで、そこはもう少し個別の事情を見ながら緩やかに運用していくという対応をされていたようです。明確に書かれていてもより柔軟に広く解釈する場合、あるいは、柔軟な解釈ができる場合により柔軟に解釈する場合など、定義の解釈・運用のあり方について、何か考えるところがありましたら教えてください。

○山縣座長 国の定義と例示と皆さん方の自治体の間でははっきりルールができていますが、他の自治体を聞かれたらうちと違っていたなということもあろうかと思しますので、その辺も含めて今の常岡構成員の質問にお答えいただけたらと思います。

では、港区からお願いします。

○港区 特に解釈が難しいと感じている部分はないのですけれども、人手が足りずに細かく、杉並区さんや川崎市さんのようなやり方をやれていない部分については非常に参考になる部分があったので、もし、厚労省さんの方で今後定義を変えられるのであれば、体制の構築に向けて早めに教えていただきたいと思います。

○江東区 まず、解釈が難しいなと考えているのは、求職活動を休止している場合の「ただし、求職活動を休止していることの確認ができる場合」が、本区の場合は先ほども申し上げましたけれども、利用調整の一定時期を過ぎても内定あるいは勤務証明書が提出されない場合は求職活動を休止しているという区切りをしておりますので、ここがちょっと難しいのかなと考えています。

それから、今回挙げた待機児童に含めないこととしている4つの中で、3番目にあります育児休業中の方については、他の規定と違って含めることができるという「できる規定」になっているのが唯一違うのかなと思っておりまして、この部分では自治体によってできる、できないというので規定自体が「できることとする」となっていますから、大きく違うのかなと、各自治体での判定が異なるのかなと考えておりますので、統一するというのであれば、ここを変えていただくしかないのかなと考えているところでございます。

○杉並区 今大体同じようなことでしたが、一番最初の求職中の者については、あくまでも自己申告で我々もアンケートなり電話でお聞きした結果です。その辺で何か本当は書類を出していただいてという、何か証拠書類があって初めて確認がとれるというのであれば

いいのですが、なかなかそれがとりにくいなのがあります。

あと、育休中についても、さっき途中でもお話をしましたけれども、たまたま杉並区ではもともと、取っている人は含めるとしているのですが、延長した人については違う取り扱いをするというように今分けているのですが、そこを分けるのになかなか理由がつかないといいますか、たまたま会社が年度末までしか認めないという人は無理やり年度末でとっている、そういう方でなければ誕生日まで取れて、入れたら切り上げるという形にするので、それぞれで事情が違っているのです、我々は今後これをどちらか一律にせざるを得ないのかということも内部では話が出ていますので、その辺で何か定義がしっかり決まればありがたいと思っております。

○横浜市 今、杉並区さんからもお話がありましたように、育休延長の場合がすごく難しいなと思っております、横浜市でも本当に会社が年度末までしか形としては認めず、ただ、保育園に入れなければ認めるというような形があって、その方が本当に育休延長を望んでおられるのか、そうでないのかが、書面上ではなかなかわからないし、聞き取りでもわからないという状況です。本当の事情までお話しただけは少ないので、杉並区さんはそこで違うやり方をとっているのですけれども、横浜市としては、ならば4月1日の状況に着目して判断せざるを得ないということで、4月1日に育休をとっているイコール自宅で保育ができるという考え方に基づいてやっています。これは我々の手前みそですけれども、一定程度の合理性はあるのではないかと考えています。

○川崎市 横浜市さんとほぼ同じです。育休については4月1日時点の実態を踏まえて、育休中の方々については実際に保育ができるのだということで、待機児童数に含めないと判断しているということでございます。

あと、注7の中に特定の保育所を希望した場合はという、特定というのが幾つなのかというところも議論があるのかなと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

私の方から追加で。江東区の場合は年度内に実質2回、必要があれば書類を出してもらおうと。1回目のものと12月中旬以降の決定以降で出してもらおうということですが、12月中旬以降で再度必要なのだという形で出される方というのは、どれくらいいらっしゃいますか。結構ありますか。

○江東区 受け付け後に求職活動をしていて、就職が決まればその段階で順次受け付け期間にかかわらず受け付けている形になりますので、就職口が決まればその段階で届出が出てきていますから、出てこない方については求職をやめたという取り扱いにしているということです。

○山縣座長 それ結構あるのか、そんなにありませんよということなのか。

○江東区 数的にはそんなにないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

寺田構成員、お願いします。

○寺田構成員 東京成徳短大の寺田でございます。

確認のような御質問になるかもしれませんが、杉並区さん、横浜市さん、川崎市さんに伺いたいと思います。コンシェルジュの方がいらして育休中のこと、求職中のことも含め御対応いただくことによって、利用者の満足度というのは多分上がるのではないかなと思うのですが、そういう関わりをしても育休中の方が本当に育休をこのまま継続するのか、延長しないで復帰するのかというあたりの見極めというのはなかなか難しいのか、参考までに聞かせていただきたいと思うのですが、杉並区さんはコンシェルジュのような形は今はとっていらっしゃらないのでしょうか。

○山縣座長 お願いします。

○杉並区 杉並区の場合はコーディネーターみたいな名前でも、本庁以外にも保健所などに保育の相談と受け付けをできる機能を5カ所設けています。そこの職員も同時に申請と相談を受けています。当然、3月で一旦育休が切れるんですと、入れなかったのがわかったら、ようやく会社が認めてくれるんですと本音を話す人もいれば、会社が認めないのでと言ってそこで止まってしまう方もいますので、それは話をしながら本音を言う方もいるし、そのまま本音を言わずに大変なんだ、大変なんだとおっしゃる方もいるので、その見極めはなかなか厳しいのかなと思います。

○寺田構成員 わかりました、ありがとうございます。

同じ質問で、横浜市さん、川崎市さんはとても丁寧にいろいろなさっていらっしゃると思うのですが、やはり難しいのでしょうか。

○山縣座長 横浜市、お願いします。

○横浜市 結論から申し上げて杉並区さんと一緒に、やはり非常に難しいです。先ほど申し上げたとおり、その方が本当に何をお考えかというところまで把握できるかという点も難しい。もちろん、お話ししていただく方もあれば、全くそうでない方もいらっしゃいます。

○山縣座長 では、川崎市、お願いします。

○川崎市 先に結論を申し上げて、やはり同じく難しいと思っておりますが、きめ細やかな相談支援をやっていこうということで、先ほど約30人増員したと言いましたが、30人だけではなくてアフターフォローを担当する課の職員全員で対象者のカルテみたいなものをつくって相談経過の記録をとって重複したことを聞かないとか、保護者がどう考えているかを共有しながら対応を進めておまして、感謝される声も聞こえてくる状況もあります。本当のことを聞き取るのはなかなか難しいというのが結論ですが、感謝の言葉もいただく場面もあるということをお伝えしたいと思います。

○寺田構成員 そういう対応をなさったことによって、待機児童数の推移が変化してきているということはお感じになりますか。

○川崎市 整備量については、ここ5年1,300から2,500人程度の枠を拡充してきているのですが、私たちが窓口の職員や利用者支援相談員と言っているのですが、これらを

配置したことによって待機児童数のカーブが急激に下がりました。それまで平成23年度は約800、平成24年度は約600、平成25年度は約400人という待機児童がいたのですけれども、平成25年度中に支援員を配置して、その後の平成26年度は62人、平成27年度は0人、今年は6人という形ですので、この対応は非常に必要なものだと考えていて、枠だけつくってもそこに適切に案内ができないと、待機児童数を減らしていくことはなかなか難しいのではないかと考えております。

○寺田構成員 ありがとうございます。

現状として働くお母さん、赤ちゃんを出産されたばかりのお母さんが1園だけ書いたら、本当にその園に入れるのだというような神話のようなものが広まっているのも事実なのです。ですから、本当に入りたかったら、1園だけでなくて複数の園を書いたらいいということを広報していただくと良いと思います。横浜市さんもおっしゃっていただいておりますが、どうもそれを誤解されているような声も伺いますので、そのあたりのところを本当に入りたければ複数の園を希望して書くのだということを知っていただくことが大事なのかなと。本当に入りたいわけではないけれども、1園だけ書いて落ちて育休延長したいという方がいらっしゃるのも事実だと思いますので、そのあたりの見極めができれば皆さん楽だと思えるのですが、でも、そこはなかなか難しいと思うのです。制度のことは今回はお話ししませんけれども、本当に希望する方は複数園書きましょうということを知っていくことは大事なことであったと感じましたので、質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございます。

岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 確認なのですけれども、さっき杉並区さん、横浜市さん、川崎市さん、復職の意思の見極めが難しいのでというお話があったのですが、基本的には本当に働く気があるのに保育所に入れなかったからやむを得ず延長した人は待機児童にカウントした方がいいと思うのだけれども、さっきのヒアリングの中で市川市さんのように働く意欲がある人はずすのに疑義を感じるためとか、全部待機児童にカウントするのだとおっしゃっているところもあるのですが、その辺が難しいから待機児童に入れるのはなかなかできないよと思っていらっしゃるという解釈でよろしいでしょうか。

○山縣座長 育児休業の部分ですね。では、川崎市、お願いします。

○川崎市 育児部分については、繰り返しになってしまいますけれども、実際に4月1日時点で育児をとっているかどうかを確認して、その時点で判断させていただいているのが実態でございます。

○岩田構成員 ですから、本当に復職したいのに保育所に入れなかったから育児を延長しているという人は待機児童にカウントしてもいいと思っているのだけれども、それが判断できないから今のところ待機児童から外していると理解してよろしいのでしょうか。

○川崎市 育児に関しては、そもそも入所利用案内の中で、育児休業中の方は保育所を利

用できないとしているところがベースとしてはあるので、育児休業中の方については保育所の利用要件はない中での御申請をいただいている、それは周知して進めているので、そこはベースにあります。だから、そうですという返事はスムーズにできなかったところは、そういうところでございます。

○山縣座長 どういう理由かにかかわらず、現に育児休業が利用できている限りにおいて待機児童にはならないということですね。

○横浜市 横浜市も同じです。やはりそこに着目せざるを得ないと思っていまして、育休だけでなく、待機児童という指標をどうとらえるかということになると思いますので、この場ではなかなか一言でお答えできることではないと思っています。

○山縣座長 そういう解釈が難しそうなところを実はテーマとして取り上げていますので、それぞれ自分たちなりの判断をして、庁内ルールはできているけれども、それが適切かどうかについては、いろいろ不安もあるのですよというお答えではないかと認識させていただきました。

もう一点、寺田構成員との先ほどのやりとりでいうと、川崎市さんは効果として非常に減ったのだということでしたが、マッチングできた結果減った部分と、恐らく精査できた結果、待機児童と読めないという部分と両方ありそうですね。いずれにしても、必要な方々に必要なものを届けるというのが基本だと思っていますので、必要な方の判断をどこまでやるかというところが、この待機児童の考え方と裏腹の関係ではないかと思っております。

遅い時間に来ていただき、貴重な御意見なり情報をいただいたことに本当に感謝します。次回以降の私たちの会議において、皆さん方の意見を参考にしながら考えていきたいと思えます。

これでヒアリングは終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

では、事務局から今後のことについてお願いします。

○川岸課長補佐 事務局から最後に申し上げます。次回の開催日程につきましては、構成員の皆様方の御予定を調整させていただいた上で、後日、事務局よりお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山縣座長 時間帯、対象自治体等につきましては、今後いろいろお話を詰めていただきたいと思います。

では、これで終わらせていただきます。遅い時間までお疲れさまでした、ありがとうございました。